

# 北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例

(平成13年3月30日条例第2号)

改正 平成14年3月31日条例第41号  
平成19年3月19日条例第12号  
平成20年9月2日条例第42号  
平成23年3月17日条例第12号  
平成24年12月19日条例第77号  
平成31年3月26日条例第16号

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 交付対象（第2条）

第3章 交付額及び交付方法等（第3条―第8条）

第4章 雑則（第9条・第10条）

付則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、北九州市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、北九州市議会（以下「議会」という。）における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 交付対象

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）に対して交付する。

### 第3章 交付額及び交付方法等

（交付額及び交付方法）

第3条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数に35万円を乗じて得た額を毎月交付する。ただし、月の中途において議員の任期（地方自治法第93条第1項に規定する任期をいう。以下この項において同じ。）が満了する場合は日割計算した額（その月の日数を基礎とする。）を、月の中途において議員の任期が開始する場合は当該任期の初日における会派の所属議員数に35万円を乗じて得た額を日割計算した額（その月の日数を基礎とす

る。)を交付する。

- 2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は前項の所属議員数に含まないものとし、基準日において議会の解散があった場合は、当該解散のあった日の属する月分の政務活動費は交付しない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第4条 市長は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請及び陳情の活動等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るための活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付するものとする。

- 2 会派が政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表の左欄に掲げる経費ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(経理責任者)

第5条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派は、経理責任者に政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成させ、当該収支報告書に当該支出に係る領収書又は当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添えて、議長及び市長に提出させなければならない。

- 2 収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度に交付を受けた政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前2項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、収支報告書を作成し、当該収支報告書に領収書等の写しを添えて、解散の日から30日以内に議長及び市長に提出しなければならない。

(返還)

第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、期限を定めて、当該残余の額に相当する額の返還を会派に命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による返還を命じたときは、その旨を議長に通知するものとする。

## 第4章 雑則

### (透明性の確保)

第8条 議長は、第6条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

### (収支報告書等の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第6条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書等を、同条第2項又は第3項に規定する提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存している収支報告書等の閲覧を請求することができる

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条に規定する不開示情報に該当する情報を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、収支報告書等の保存及び閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### (委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

項目	内容
調査研究費	市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	政務活動のために必要な研修会の開催及び他の団体等の開催する研修会への参加に要する経費
広報費	政務活動及び市政について住民に報告し、及び広報するために要する経費
広聴費	住民からの政務活動及び市政に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	市政に関する要請及び陳情の活動を行うために要する経費
会議費	政務活動のために必要な会議の開催及び他の団体等の開催する意見交換会等への参加に要する経費
資料作成費	政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

付 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月31日条例第41号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月19日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

付 則（平成20年9月2日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年3月17日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

付 則（平成 24 年 12 月 19 日条例第 77 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の改正規定の施行の日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定（ただし書を加える部分に限る。）及び第 6 条第 3 項の改正規定（「20 日」を「30 日」に改める部分に限る。）については平成 25 年 2 月 1 日から、第 3 条第 1 項の改正規定（「38 万円」を「35 万円」に改める部分に限る。）については同月 10 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 9 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日の前に交付された政務活動費にかかる北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 2 項に規定する収支報告書等についても適用する。